

新型コロナウイルス感染症支援制度一覧表《農林水産業者》

No.	支援事業者	事業名	対象者	支援内容	採択基準	補助率等	募集期間	相談窓口
1	京都府	中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援事業	新型コロナウイルス感染症により出荷、販売等の経済活動に影響を受けた農林水産業者または、農林水産業者が組織する団体	・代替販路への開拓や大体販路への出荷経費等 ・商談会の出展費 ・出荷、販売できない農産物を使った新商品開発経費 ・農産物の次期作への切り替えにかかる経費 ・その他事業の趣旨に照らし合わせ必要と認められる経費	・府内に生産・経営基盤をもつこと ・新型コロナウイルス感染症により出荷、販売等の経済活動に影響を受けていることを書面等で客観的に証明できること ・普及指導員等による伴走支援のもと事業が実施できる対英であること ・ほかの補助事業と重複した申請とならない事業であること	・補助率2/3以内 ・補助上限額 1事業者あたり200千円	国の新型ウイルスコロナウイルス感染症対策の基本方針が決定された2/25～の取り組みであること	丹後農業改良普及センター 0772-62-4308
2	与謝野町	新型コロナウイルス対策緊急支援事業 《京都府支援事業上乗せ》	NO2の京都府の支援事業の採択を受ける農林水産業者または、農林水産業者が組織する団体	・代替販路への開拓や大体販路への出荷経費等 ・商談会の出展費 ・出荷、販売できない農産物を使った新商品開発経費 ・農産物の次期作への切り替えにかかる経費 ・その他事業の趣旨に照らし合わせ必要と認められる経費	・京都府支援事業活王者	京都府補助事業補助裏 ・補助率1/3以内 ・補助上限額 1事業者あたり100千円		与謝野町農林課 0772-43-9023
3	日本政策金融公庫	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林漁業者の皆様に対する特例措置	※借りる資金によって対象者が変わる。	・農林漁業セーフティネット資金 ・農家経営基盤強化資金（スーパーL） ・経営体育成強化資金		・金利負担軽減 ・融資限度額の引き上げ ・実質無担保・無保証人		日本政策金融公庫 京都支店 075-221-2147
4	国 (農林水産省) (厚生労働省)	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	対象労働者による有給休暇の申し出により、有給休暇を取得させた要件に該当した農業経営体	有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 (上限8,330円/日)	条件A・Bのいずれかに該当する農業経営体 A：雇用保険に加入している農業経営体、労働者災害補償保険に加入している農業経営体 B：Aに該当しない雇用保険・労働者災害補償保険の暫定任意適用事業所である農業経営体		有給休暇取得日が 2/27-3/31までの期間 受付期間：3/18-6/30	申請先：京都府 農林水産省経営局 就農女性課 03-6744-2162
5	国 (農林水産省) (厚生労働省)	雇用調整助成金の特例措置の拡大（緊急雇用安定助成金含）	令和2年1月23日以前より事業を開始し、雇用契約を締結している労働者がおり、条件に該当する農業経営体	労働者をやむを得ず休業させた際に、支払った休業手当等の額の5分の4を助成等 (上限8,330円/日)			助成対象期間 4月1日～6月30日	農林水産省経営局就農・女性課 雇用・労働グループ 03-6744-2162
6	国 (農林水産省) ※直採	国産農林水産物等販売促進緊急対策 ①国産農林水産物等販売促進緊急対策事業 ②公共施設等における花きの活用拡大支援事業	コロナウィルス感染拡大の影響により在庫の滞留等の生じた農林漁業団体、品目別団体 等	①の対象となる取り組み (1)対象品目に間売の対象関連団体が行う販売促進等に要する経費 (2)品目横断的な取り組みの企画・立案・実施にかかる経費 ②の対象となる取り組み (1)学校等における花き活用拡大に通じた日常生活での需要喚起 (2)メディア・SNS等を活用した国内外への情報発信 (3)主要な空港等で各地の花きの活用拡大を通じた国内外の需要喚起	不明	1/2以内 定額	不明	①の事業 大臣官房政策課 03-6744-2089 ②の事業 生産局園芸作物課 03-6738-6162
7	国 (農林水産省)	労働力不足の解消に向けたスマート農業実証	コロナウィルス感染拡大により人手不足の影響を受ける品目・地域	人手不足が深刻化する品目、地域を対象に農作業の自動化などのスマート農業技術を現場に導入・実証にかかる経費。	不明	不明	不明	農林水産技術会議事務局研究推進課 03-3502-7437
8	国 (農林水産省)	高収益作物支援交付金 ①次期作に前向きに取り組む生産者への支援 ②需要促進に取り組む生産者への支援	コロナウィルス感染拡大により影響を受けた生産者	①の対象となる取り組み 次期作に前向きに取り組む高収益作物の生産者に対し、資材購入費や機械レンタル等を支援する。 ②の対象となる取り組み 新たな品種の導入や新たな販売契約に向けた対応などの取り組みを支援	不明	①の事業 10aあたり5万円 ②の事業 10aあたり2万円×取組数	不明	生産局園芸作物課 03-6738-7423 生産局地域対策官 03-6744-2117
9	国 (農林水産省)	野菜価格安定対策事業	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	不明	生産局園芸作物課 03-3502-5961
10	国 (農林水産省)	輸出力の強化に向けたプロモーション・施設整備等への重点施策	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	不明	不明
11	国 (農林水産省)	輸出先国の志向・規制等に合わせた食品の生産支援 ①輸出等の新規需要獲得向け食品・外食メニューの開発・施設整備 ②輸出王の新規需要獲得のための原材料切り替えに伴う経費の支援 ③家庭用マーケットをターゲットにしたコメ・コメ加工品の生産ライン整備	民間団体、食品製造業等	①の対象となる取り組み 原材料切り替えによる加工食品・外食メニューの開発・PRの取り組み ②の対象となる取り組み 安定調達可能な原料の切り替えに伴う経費の一部を千 ③の対象となる取り組み バックご飯ば製造ライン等の施設整備等を支援	別紙のとおり	不明	不明	別紙のとおり
12	国 (農林水産省)	Go To Eatキャンペーンによる飲食店の需要喚起 ※感染症の流行終息後	コロナウィルス感染拡大により影響を受けた飲食業	感染症の流行収束後において、飲食業を対象に期間限定した官民一体型の需要喚起キャンペーンを支援します。 ①オンライン飲食予約サイト経由で期間中に飲食店を予約・来店した消費者に対し、飲食店で使えるポイントを付与する。（上限1,000円分） ②登録飲食店で使えるプレミアム付き食事券を発行。	不明	・ポイント付与 ・プレミアム付き商品券	コロナウィルス感染症の流行収束後	食料産業局食品製造課外食産業室 03-6744-7177